

COTOHA Voice DX Basicサービス契約約款 【現改比較表】 2021年7月15日現在

～2021年7月14日

2021年7月15日～

～2021年7月14日	2021年7月15日～
<p>目次</p> <p>(略)</p> <p>第6章 料金等</p> <p>第20条 料金</p> <p>第21条 利用料金の支払義務</p> <p>第22条 通話料金の支払義務</p> <p>第23条 手続きに関する料金の支払義務</p> <p>第24条 料金の計算方法等</p> <p>(略)</p> <p>第10章 雑則</p> <p>第35条 承諾の限界</p> <p>第36条 サービスの廃止</p> <p>第37条 利用に係る契約者の義務</p> <p>第38条 個人情報の取り扱い</p> <p>第39条 附帯サービス</p>	<p>目次</p> <p>(略)</p> <p>第6章 料金等</p> <p>第20条 料金</p> <p>第21条 利用料金の支払義務</p> <p>第22条 削除</p> <p>第23条 手続きに関する料金の支払義務</p> <p>第24条 料金の計算方法等</p> <p>(略)</p> <p>第10章 雑則</p> <p>第35条 承諾の限界</p> <p>第36条 サービスの廃止</p> <p>第37条 利用に係る契約者の義務</p> <p>第38条 個人情報の取り扱い</p> <p>第38条の2 当社の知的財産権</p> <p>第39条 附帯サービス</p>

(用語の定義)

第4条 約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
(略)	(略)
4 本サービス	Web カスタマーコントロールを用いて予め電話番号を設定することにより、契約者が当社の電気通信設備（契約事業者の設備を含みます。）を利用して、音声とテキストの相互変換機能を用いた電話発信を可能とすることができる電気通信サービス、電話発信にかかわるデータ等を保管するサービス、及びそれにかかわるサービス
(略)	(略)

(用語の定義)

第4条 約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
(略)	(略)
4 本サービス	Web カスタマーコントロールを用いて予め電話番号を設定することにより、契約者が当社の電気通信設備（契約事業者の設備を含みます。）を利用して、音声とテキストの相互変換機能を用いた電話発信を可能とすることができる電気通信サービス、電話発信にかかわるデータ等を保管するサービス、及びそれにかかわるサービス
(略)	(略)

(利用料金の支払義務)

第21条 契約者は、本契約に基づいて本サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、本契約の解除があった日の前日を含む料金月までの期間（提供を開始した日を含む料金月と解除又は廃止のあった日を含む料金月が同一の月である場合は、1か月間とします。）について、料金表第1表（料金）に規定する利用料金（[通話料を除きます。以下本条において同様です。](#)）の支払いを要します。

ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の期間において、本サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。

(1)利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。

(2)前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態（本契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスについての料金

(利用料金の支払義務)

第21条 契約者は、本契約に基づいて本サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、本契約の解除があった日の前日を含む料金月までの期間（提供を開始した日を含む料金月と解除又は廃止のあった日を含む料金月が同一の月である場合は、1か月間とします。）について、料金表第1表（料金）に規定する利用料金（[発信利用料及び着信利用料を除きます。以下次項までにおいて同じとします。](#)）の支払いを要します。

ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 (略)

った時刻から起算して、24 時間以上 その状態が連続したとき。	
2 当社の故意又は重大な過失により その本サービスを全く利用できない 状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用 できなかった時間について、その時間に 対応するその本サービスについての料金

3 契約者は、本契約に基づいて行った通信について、当社が測定した接続通信時間（その利用に係る契約者以外の者が行ったものを含みます。）と料金表の規定とに基づいて算定した利用料金（料金表第1表に規定する加算料（電話番号利用料を除きます。）に限り、以下次項までにおいて同じとします。）の支払いを要します。

4 契約者は、利用料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別に事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

5 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(通話料金の支払義務)

第22条 契約者は、その契約に基づいて行った通信について、当社が測定した接続通信時間（その利用に係る契約者以外の者が行ったものを含みます。）と料金表の規定とに基づいて算定した通話料の支払いを要します。

2 契約者は、通話料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別に事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

第22条 削除

(責任の制限)

第29条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下本条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、これに起因して契約者に生じた損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスに係る次の料金（[本項第1号の場合、料金月の日数は30日として計算します。](#)）の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表第1表（料金）に規定する利用料金（次号に規定する料金を除きます。）

(2) 料金表第1表に規定する[通話料](#)（本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均[通話料金](#)（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

[\(注\)](#) 本条第2項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、本サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均の利用に関する料金とします。

(責任の制限)

第29条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下本条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、これに起因して契約者に生じた損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表第1表（料金）に規定する利用料金（次号に規定する料金を除きます。）

(2) 料金表第1表に規定する[加算料（電話番号利用料を除きます。）](#)（本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均[利用料金](#)（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

[\(注1\)](#) 本条第2項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、本サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均の利用に関する料金とします。

[\(注2\)](#) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、[料金表通則の規定に準じて取り扱います。](#)

[\(注3\)](#) 本条第2項の場合において、その賠償額は、当該責任が発生する原因となった最初の

	<p><u>事象が発生した時点から遡って12か月の間に、当該責任の発生原因である本サービスについて契約者が支払い、又は支払うべきであった金額を上回らないものとし、前記の制限は、契約上又は不法行為の理由によるかを問わず、かつ法的責任の根拠にかかわらず、適用されるものとし、</u></p>
<p>(免責)</p> <p>第30条 当社はこの約款で特に定める場合を除き、契約者に係る損害を賠償しないものとします。また、契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。</p> <p>(略)</p> <p>3 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。</p> <p><u>4</u> この約款に定める免責に関する事項は、この約款の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項がこの約款に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。</p>	<p>(免責)</p> <p>第30条 当社はこの約款で特に定める場合を除き、契約者に係る損害を賠償しないものとします。また、契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。</p> <p>(略)</p> <p>3 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。</p> <p><u>4 当社は、本サービスを「現状有姿」で提供し、商品性、正確性、特定目的への適合性又は非侵害に関する黙示の保証を含む全ての黙示の保証を否認します。</u></p> <p><u>5</u> この約款に定める免責に関する事項は、この約款の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項がこの約款に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。</p>

<p>(利用に係る契約者の義務)</p> <p>第37条 当社は、契約者に次のことを守っていただきます。</p> <p>(略)</p> <p>(14) 利用料金の支払いを不当に免れる態様で、電話番号の請求又は廃止を行う行為をしないこと</p> <p>(略)</p>	<p>(利用に係る契約者の義務)</p> <p>第37条 当社は、契約者に次のことを守っていただきます。</p> <p>(略)</p> <p>(14) 利用料金の支払いを不当に免れる態様で、電話番号の請求又は廃止を行う行為<u>及び本サービスを利用する行為</u>をしないこと</p> <p>(略)</p>
	<p><u>(当社の知的財産権)</u></p> <p><u>第38条の2 本サービスの提供に関連して当社が契約者に提示するソフトウェア等のプログラム又は物品(本約款、サービス仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます。)に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。また、本サービスに対して、当社が掲示している商標、ロゴ等は、契約者その他の第三者に対して、商標、ロゴ等を譲渡し、またその使用を許諾するものではありません。</u></p> <p><u>2 契約者はプログラム等につき次の事項を遵守するものとします。</u></p> <p><u>(1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。</u></p> <p><u>(2) 複製・改変・編集等を行わず、また、逆コンパイル又は逆アセンブル等のリバースエンジニアリングを行わないこと。</u></p> <p><u>(3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。</u></p> <p><u>(4) 当社又は当社の指定する者が表示した知的財産権の表示を削除または変更しないこと。</u></p> <p><u>3 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。</u></p>

<p>料金表</p> <p>通則</p> <p>(料金の計算方法等)</p> <p>1. 当社は、本サービス契約者がその本サービス契約に基づき支払う利用料金は、料金月に従って計算します。</p> <p>2. 当社は、第21条（利用料金の支払義務）の規定（これに準ずる規定を含みます。）に該当するときに限り、その利用料金（通話料を除きます。）を日割りすることとし、その他の場合については、その利用料金（通話料を除きます。）を日割りしません。</p> <p>3. 2の規定による利用料金（通話料を除きます。）の日割は料金月の日数により行います。この場合においては、第21条（利用料金の支払義務）に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。</p> <p>(略)</p> <p>11. 第21条（利用料金の支払義務）及び第22条（通話料の支払義務）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金の支払を要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。）</p>
--

<p>料金表</p> <p>通則</p> <p>(料金の計算方法等)</p> <p>1. 当社は、本サービス契約者がその本サービス契約に基づき支払う利用料金は、料金月に従って計算します。</p> <p>2. 当社は、第21条（利用料金の支払義務）の規定（これに準ずる規定を含みます。）に該当するときに限り、その利用料金（発信利用料及び着信利用料を除きます。）を日割りすることとし、その他の場合については、その利用料金（発信利用料及び着信利用料を除きます。）を日割りしません。</p> <p>3. 2の規定による利用料金（発信利用料及び着信利用料を除きます。）の日割は料金月の日数により行います。この場合においては、第21条（利用料金の支払義務）に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。</p> <p>(略)</p> <p>11. 第21条（利用料金の支払義務）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金の支払を要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。）</p>

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1. 適用

区分	内容
(1) 利用料金の適用	利用料金は、2（料金額）に規定するサービス基本料、 <u>加算料及び通話料</u> を合算して適用します。
(2) 加算料の適用	<u>加算料</u> は、2-1-2（加算料）に規定する額に、料金月において利用可能な電話番号数を乗じて得た額を適用します。この場合において、第10条（契約者の電話番号）第2項に該当する場合は、変更前と変更後の電話番号を同一のものとみなして取り扱います。
(3) 接続通信時間の測定等	<p>ア 当社は、本サービスに係る通信の接続通信時間を測定します。</p> <p>イ 接続通信時間は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻（当社の設置した電気通信設備（契約事業者の設備を含みます。）の故障等利用者の責任によらない理由により接続を打ち切った時刻を含みます。）までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p>
(4) 当社の機器の故障等により正しく算定することが	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の<u>通話料</u>は次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合</p>

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1. 適用

区分	内容
(1) 利用料金の適用	利用料金は、2（料金額）に規定するサービス基本料 <u>及び</u> 加算料を合算して適用します。
(2) 加算料の適用	<p>ア <u>電話番号利用料</u>は、2-1-2（加算料）に規定する額に、料金月において利用可能な電話番号数を乗じて得た額を適用します。この場合において、第10条（契約者の電話番号）第2項に該当する場合は、変更前と変更後の電話番号を同一のものとみなして取り扱います。</p> <p>イ <u>発信利用料及び着信利用料は、2-1-2(加算料)に規定する額に、当社が測定した接続通信時間（その利用に係る契約者以外の者が行ったものを含みます。）を乗じて得た額を適用します。</u></p>
(3) 接続通信時間の測定等	<p>ア 当社は、本サービスに係る通信の接続通信時間を測定します。</p> <p>イ 接続通信時間は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻（当社の設置した電気通信設備（契約事業者の設備を含みます。）の故障等利用者の責任によらない理由により接続を打ち切った時刻を含みます。）までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p>
(4) 当社の機器の故障等により正しく算定することが	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の<u>発信利用料及び着信利用料</u>は次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合</p>

<p>できなかった場合の<u>通話料</u>の取扱い</p>	<p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日 (初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日) に属する料金月の前 12 料金月の各料金月における 1 日平均の<u>通話料</u>が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した 1 日平均の<u>通話料</u>が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注) 本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去 2 か月以上の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日 前の実績が把握できる各料金月における 1 日平均の<u>通話料</u> が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて 得た額</p> <p>(2) 過去 2 か月の実績を把握することができない場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日 前の実績が把握できる期間における 1 日平均の<u>通話料</u>又は 故障等の回復後の 7 日間における 1 日平均の<u>通話料</u>のうち</p>	<p>できなかった場合の<u>発信利用料及び着信利用料</u>の取扱い</p>	<p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日 (初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日) に属する料金月の前 12 料金月の各料金月における 1 日平均の<u>発信利用料及び着信利用料</u>が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した 1 日平均の<u>発信利用料及び着信利用料</u>が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注) 本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去 2 か月以上の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日 前の実績が把握できる各料金月における 1 日平均の<u>発信利用料及び着信利用料</u>が最低となる値に、算定できなかった 期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去 2 か月の実績を把握することができない場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日 前の実績が把握できる期間における 1 日平均の<u>発信利用料 及び着信利用料</u>又は故障等の回復後の 7 日間における 1 日</p>
--------------------------------	--	---	---

	低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額		平均の 発信利用料及び着信利用料 のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
--	-----------------------------	--	---

2.料金額

(略)

2-1-2.加算料

区分	単位	料金額 (円)
加算料	1の電話番号ごとに月額	300円 (330円)

2-1-3.通話料

	単位	料金額 (円)
通話料	1回の通話 60秒までごとに	100円 (110円)

[備考](#)

1. [発信可能な電話番号は、株式会社 KDDI ウェブコミュニケーションズが Twilio 利用規約に基づき提供する「Twilio」サービスで定める提供条件と同じとします。](#)

2.料金額

(略)

2-1-2.加算料

区分	単位	料金額 (円)
電話番号利用料	1の電話番号ごとに月額	300円 (330円)
発信利用料	1回の通信 60秒までごとに	100円 (110円)
着信利用料	1回の通信 60秒までごとに	50円 (55円)

[備考](#)

1. [当社は、発信用と着信用にそれぞれ電話番号を付与します。](#)
2. [発信可能な電話番号は、株式会社 KDDI ウェブコミュニケーションズが Twilio 利用規約に基づき提供する「Twilio」サービスで定める提供条件と同じとします。](#)
3. [当社の IP 通信網サービス契約約款の別冊（シェアード I P - P B X サービス）に規定する協定事業者に係る回線との通信に限り行うことができます。](#)
4. [発信用電話番号に着信した場合は、着信利用料は発生しません。](#)

2-1-3. [削除](#)

附則（令和3年7月7日 A P S 1 サ第00803423号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和3年7月15日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。